

【声明】 憲法記念日に寄せて 憲法 9 条を堅持し、憲法を活かした社会の実現を

2018 年 4 月 26 日

国際婦人年連絡会

世話人 実生律子 紙谷雅子 大倉多美子

国際婦人年連絡会（全国組織 33 団体）は、1975 年の国際婦人年以來、国連の提唱する 3 目標「平等・開発・平和」を掲げて活動しています。私たちの目指す平和とジェンダー平等の実現には、平和主義・国民主権・基本的人権尊重を掲げる日本国憲法を社会のあらゆる分野に活かすことが必要不可欠です。

この立場から私たちは、戦争放棄・戦力不保持を宣言した第 9 条、個人の尊厳とジェンダー平等を規定した第 24 条をはじめとする憲法を守り活かすことを活動の基本に据えてきました。海外での武力行使を可能にする安保法制、思想信条の自由を侵害し市民運動を抑圧する「共謀罪」など、この間制定された憲法違反の法制度には強く反対し、廃止を求めています。

国民の多くが安倍政権への批判を強めているなか、自民党は 3 月 25 日の党大会で、「第 9 条の 2」を新設して自衛権と自衛隊を明記するという改憲の方向性を確認しました。

この改憲を行えば、自衛隊の活動には制約がなくなり、憲法 9 条 1 項、2 項は空文化します。先の侵略戦争への深い反省にもとづいて制定された憲法は破壊されます。安保法制のもとで、日本は再び「戦争する国」になります。こうした改憲を、私たちは決して許すことはできません。

第 71 回憲法記念日を迎えるにあたり、国際婦人年連絡会は、改憲に反対し、下記の項目等の実施を求めてこれまで以上の力を結集し、全力で行動することを宣言します。

記

- 一 5 兆円を超える防衛予算の 6 年連続の膨張、日米合同演習の拡大、辺野古新基地建設は、いずれも憲法の平和原則違反であり、直ちに中止すること。
- 一 核兵器禁止条約に一日も早く参加すること。福島原発事故被災者支援に責任を持ち、原発の再稼働と輸出をやめ、「原発ゼロ」の決断をすること。
- 一 教育を受ける権利を保障し、子どもたちの内心の自由を侵害せず、歴史の真実を伝える教育を行うこと。家庭教育に国や自治体が介入する「家庭教育支援法案」の国会提出、教育への「教育勅語」持ち込みをやめ、政府はメディアに干渉しないこと。
- 一 女性差別撤廃委員会の勧告を受け止め、直ちに選択的夫婦別氏制度導入等の民法改正を行うこと。医療・介護・年金・子育てなどの社会保障・社会福祉の充実で貧困・格差をなくすこと。
- 一 性別役割分担意識を正し、男女ともに人間らしい働き方ができる法規制の確立、雇用形態にかかわらず同一価値労働同一賃金の実現など、女性差別撤廃条約の完全実施をすること。
- 一 8 時間労働を前提とし、長時間労働の撲滅、不払い残業の根絶、残業の上限規制等、安心して働くための環境整備、社会的基盤整備、保育士・介護ヘルパー等の労働条件の改善を行うこと。
- 一 「政治分野における男女共同参画推進法」を積極的に実施すること。多様な民意を切り捨て女性の政治参画を妨げる小選挙区制を廃止し、比例代表制を中心とした選挙制度に改革すること。